

別紙

諮問第705号

答 申

1 審査会の結論

「受付番号〇〇の児童票」外9件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇.〇月〇日～〇.〇月〇日までの〇〇児童相談所が〇〇に関して作成した記録全て」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成30年9月28日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定における非開示情報は、条例16条1号、2号あるいは6号に該当するものである。なお、通告者に係る情報については、非開示理由として条例16条6号を追加する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成31年3月1日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年4月15日に実施機関から理由説明書を、同年9月18日に審査請求人から意見書を收受し、同年12月11日（第208回第二部会）から令和3年2月16日（第210回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討し

た結果、以下のように判断する。

なお、本件審査請求に係る保有個人情報、審査会で審議する時点では、〇〇区が児童相談所を開設することに伴い、同区児童相談所に移管されているところ、事務移管時の都と同区の協議により、移管前に都が開示請求対応した案件について、審査請求があった場合は、都が対応することとされていることから、本件審査請求については、当審査会で審議を行う。

ア 児童相談所について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）2条3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、法12条1項で都道府県が児童相談所を設置する義務を定め、同条2項において児童相談所の主たる業務を定めている。

また、都における児童相談所は、東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）1条に基づき設置され、東京都児童相談所処務規程（昭和32年東京都訓令令第39号）に基づき、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施している。

イ 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、「受付番号〇〇の児童票」、「受付番号〇〇の指導経過記録票」、「受付番号〇〇の児童票」、「受付番号〇〇の指導経過記録票」、「受付番号〇〇の児童票」、「児童虐待通告・相談受付票」、「会議録〇」、「会議録〇」、「書類」及び「平成〇年〇月〇日家庭訪問時に撮影された静止画及び動画」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、非開示情報（以下「本件非開示情報」という。）がそれぞれ条例16条1号、2号あるいは6号に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報について

本件非開示情報は、担当職員の見解、相談援助方針の詳細、実施機関内部での連絡調整の内容、実施機関と関係者又は関係機関（以下「関係者等」という。）

とのやり取り、通報に関する情報や一時保護の場所に関する情報及び開示請求者以外の個人に関する情報である。

審査会は、本件非開示情報について、担当職員の見解や相談援助方針の詳細、実施機関内部での連絡調整の内容などを本件非開示情報1に、実施機関と関係者等とのやり取り、通報に関する情報や一時保護の場所に関する情報などのうち、本件非開示情報1に含まれないものを本件非開示情報2に、開示請求者以外の個人に関する情報のうち、本件非開示情報1及び2に含まれないものを本件非開示情報3に分類した上で、本件非開示情報1から3までの非開示妥当性について判断する。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、審査請求人の子（以下「本児」という。）及び保護者に関する実施機関の担当職員の見解、実施機関として検討した内容、決定した相談援助方針の詳細、本児及び保護者に係る指導内容、実施機関内部での連絡調整の内容などが記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、児童相談所では、児童や保護者の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施しており、当該情報は、単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断やそれに関連する情報であるとのことである。

相談援助活動に求められる専門性の高さや課題の複雑さを踏まえれば、これらの情報を開示することとなると、実施機関において、今後の事案検討や記録作成に際し、検討内容が開示された場合の本人の感情や反応等を懸念するあまり、率直な意見を述べることに消極的になるなど、忌憚のない意見交換が行われなくなり、また、記載内容を簡略化するなどの事態が想定され、その結果、相談援助活動の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、実施機関と関係者等との間の本児に関するやり取りに係る情報や、一時保護の場所に関する情報、実施機関が受けた本児に関する通報や相談に関する情報などが記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、当該情報を開示することとなると、関係者等からの信頼を損ない、関係者等が実施機関への情報提供に消極的になるなど、本児に関する相談援助活動又は今後の同種の相談援助活動において協力が得られなくなることが想定されるとのことである。

実施機関が相談援助活動を行うためには、関係者等との相互の連携や信頼関係が不可欠であると考えられる。これらの情報を開示することとなると、その内容の真偽や詳細等を確かめるため、頻繁な問合せがなされるなど、関係機関の職員等の業務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定され、その結果、関係者等との信頼関係が損なわれ、実施機関が適切な相談援助活動を行うことができなくなり、児童相談所に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、審査請求人は、意見書において、本件非開示情報2のうち、〇〇とのやり取りに係る情報は、審査請求人と〇〇との間の民事訴訟（以下「別件訴訟」という。）により明らかにされており、非開示にする理由がない旨主張する。

しかしながら、別件訴訟については、実施機関は当事者ではなく、〇〇が提出した書類について知り得ないことから、別件訴訟において明らかにされた情報は、実施機関の開示又は非開示の判断に影響を及ぼすものとは認められない。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、同条1号及び2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、開示請求者以外の人物の状況が記載されている。これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報

であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当し、また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報3は、条例16条2号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子